小菅村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参考)
	(26年1月1日)	A		В	В/А	25年度の人件費率
26年度	7 3 9	2, 085, 248	238, 166	161,776	7.76	10.80
	人	千円	千円	千円	%	%

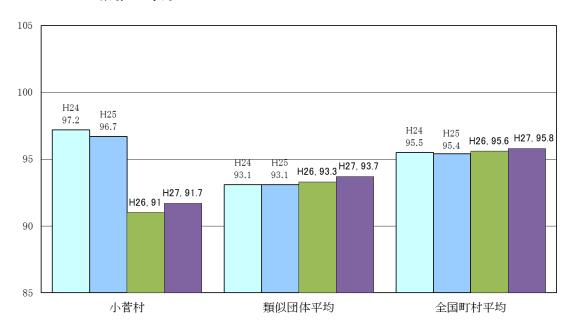
(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数	給	与		費
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
26年度 17		57,697	7,725	20, 395	85,817
人		千円	千円	千円	千円

(参考)一人当た	
り給与費	
В/А	
5,048	
千円	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較する ため、国の職員数 (構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職 俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平 均したものである。
 - 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給 与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

① 月 例 給

		人事委員会の勧告				(参考)
区 分	民間給与	公務員給与	較差	勧告	給与改定率	国の改定率
	A	В	A - B	(改定率)		
27年度	384, 958	383, 371	1,587 円	0.36	0.36	0.36
	円	円	(0.41%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末·勤勉手当)

		人事委員:			(参考)			
区分	民間の支給 公務員の		較差	勧告	年間支給月数	国の年間		
	割合 A	支給月数 B	A - B	(改定月数)		支給月数		
27年度	4.18	4.10	0.08	4.20	4.20	4.20		
	月	月	月月月		月月月月		月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の 支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手 当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[(実施) 未実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施 (実施予定) 時期、経過措置の有無等具体的な内容 (未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し(※本村では地域手当の支給は無し)

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(6)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (H27年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
小菅村	39.0歳	253,411 円	284,891 円	269,891 円
山梨県	43.3歳	333,258 円	419,584 円	374,044 円
国	43.5歳	334,283 円	_	408,996 円
類似団体	41.7歳	298,502 円	348,728 円	324,582 円

- 注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間 外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

区	分	小 菅 村	山梨県	国
	大 学 卒	180,800 円	180,800 円	174, 200 円
一般行政職	高 校 卒	146,500 円	146,500 円	142,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成27年4月1日現在)

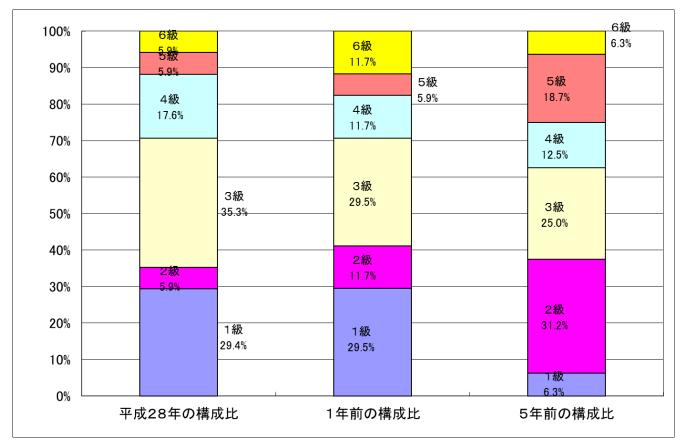
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
for the many	大 学 卒	250,800 円	円	円	円
一般行政職	高校卒	円	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成28年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の	最高号給の
					給料月額	給料月額
1	級	定型的な業務を行う主事補、主事、技師補又 は技師の職務	5 人	29. 4 %	140, 100 円	246, 100 円
2	級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は 経験を必要とする業 務を行う主事の職務	1 人	5.9 %	190, 200 円	303, 000 円
3	級	1 課長補佐又は係長の 職務 2 会計管理者	6 人	35. 3 %	226, 400 円	348, 800 円
4	級	1 課長補佐の職務または課長の職務	3 人	17.6	259, 900 円	379, 800 円
5	級	1 困難な業務を行う課長の職務	1 人	5.9	286, 200 円	391, 800 円
6	級	1 困難な業務を所掌する課長の職務	1 人	5.9	317, 000 円	409, 000 円

- (注) 1 小菅村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年度より人事評価制度を導入し、人事評価により昇給等の勤務成績に反映させる仕組みが スタートしている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小 菅 村	山 梨 県	国	
1人当たり平均支給額(26年度)	1人当たり平均支給額(26年度)	_	
1,243 千円	1,519 千円		
(26年度支給割合)	(26年度支給割合)	(26年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	
2.6 月分 1.50 月分	2.55 月分 1.50 月分	2.6 月分 1.50 月分	
(1.45)月分 (0.70)月分	(1.40)月分 (0.70)月分	(1.45)月分 (0.70)月分	
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
・役職加算 5~15%	・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%	
	・管理職加算 10~25%	・管理職加算 10~25%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
- ○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

平成27年度においては人事評価制度未導入であったことから、勤務成績により勤勉手当を評価しておらず、一律同評価とし勤勉手当を支給した。

(2) 退職手当(27年4月1日現在)

	小 菅	村			国		
(支給率)	自己都合 応	募認定・	定年	(支給率)	自己都合 応	募認定·	定年
勤続20年	20.445月分	25. 5562	5 月分	勤続20年	20.445月分	25.5562	5 月分
勤続25年	29.145月分	34.5825	月分	勤続25年	29.145月分	34.5825	月分
勤続35年	41.325月分	49.59	月分	勤続35年	41.325月分	49.59	月分
最高限度額	49.59月分	49.59	月分	最高限度額	49.59月分	49.59	月分
その他の加算	措置			その他の加算	措置		
定年前早	1.期退職特例措	置		定年前早期退職特例措置			
(割 ±	曽 率 2~ 45%)			(割)	増 率 2~45%)		
退職手当の一人あたりの平均支給額							
【支給対算	象者無し】						

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。
- (3) 地域手当(28年4月1日現在)
 - ※ 本村では支給なし
- (4) 特殊勤務手当(28年4月1日現在)
 - ※ 本村では支給なし

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績(26年度決算)	3,575 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	275 千円
支 給 実 績(25年度決算)	2,979 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	248 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(28年4月1日現在)

			1	T	1		
T W 4	中	国の制	国の制度	支 給 実 績	支給職員1人当たり		
手 当 名	内容及び支給単価	度との	と異なる	(26年度決算)	平均支給年額		
		異 同	内 容		(26年度決算)		
扶 養 手 当	扶養親族として認定された配偶者、22歳未満の子、60歳以上の父母に支給する。 (月額)①配偶者 13,500円②その他2人まで6,500円③3人目以降 5,000円 満16歳、年度初めから満22歳年度末までの間にあ	同	なし	2,166 千円	216,600 円		
	る子一人につき5,000円 加算						
住居手当	住宅等を借り受け12,000 円以上の家賃を支払っている職員に支給 ○借家等 家賃23,000円以下 家賃-12,000円 家賃23,000円~55,000円 (家賃-23,000円)×1/2 +11,000円 家賃55,000円以上 27,000円(限度額)	同	なし	288 千円	96,000 円		
通勤手当	交通機関利用の場合、運 賃相当額を限度額内で、 自動車の場合距離数に応 じて支給 通勤距離2km以上の職員 に支給	同	なし	195 千円	27,857 円		
管理職手当	管理又は監督の地位にあ る職員に支給	司	なし	1,174 千円	293, 500 円		
寒冷地手当	国家公務員の寒冷地手当に準じ支給本村は4級地に該当	同	なし	440 千円	27,500 円		
宿日直手当	勤務一回につき4,200円	同	なし	2,053 千円	120,764 円		

5 特別職の報酬等の状況(28年4月1日現在)

	3 73 3 70		7 7177	<u>, </u>		70 11 /			
	区	分		給	料	月	額	等	
						(参考) 類	似団体におけ	る最高/最低額	
給	市	区 町 村 長		500,000	円		円/	円	
			(円)				
料	副市	市 町 村 長			円		円/	円	
			(円)				

Les	議		長	(171,00	00 円)	円/	円
報	副	議	長		142,00	00 円		円/	円
酬	·			(121,00	円 00 円)	円/	円
	議		員	(円)		
	市区	町材	寸 長			支給割合			
期末手当	副市				3.9	月分			
手	議		長		(28年度	支給割合)		
当	副	議	長		3.10	月	分		
	議		員						
				(算定	方式)		(1期の手当	額)	(支給時期)
退		村 長		月額×率	(0.42) >	<12月×4年	10,080,000円		任期満了時
職手当	副	村	長						
	備		考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

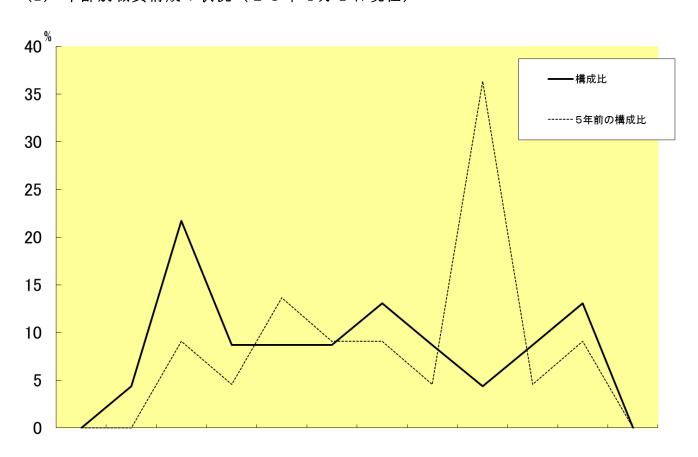
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

			/\	144/V E	J 187	1.1		-	(谷年4月1日現住)
		区	分	職員			前	年	主 な 増 減 理 由
部門				平成27年	平成28年	増	減	数	
	_	議会		0	0		0		
普	般	総務		4	5		+ 1		企画部門と総務部門が一体となったため
	行	企 画		1	0		- 1		
通	政	税務		1	1		0		
	部	労 働		0	0		0		
会	門	農水		3	2		- 1		欠員不補充
		林務		1	1		0		
計		商工		1	1		0		
		土木		2	2		0		
部		民生		1	1		0		
		保育		2	2		0		
門		衛生		1	1		0		
' -		144 1	<u></u> 計	-	1				<参考>
		· '	41	17	16		- 1		人口1万人当たり職員数 219.8 人
				11	10		1		(類似団体の人口1万人当たりの職員数 186.43 人)
	教育	- 如 田		2	2		0		() () () () () () () () () ()
	4X H	HB 1 1		2	2		V		
	消防	如 明		0	0		0		
	112 193	ны 1		O	Ů,		V		
	小		計						< 参考 >
	\ 1 .		н	19	18		- 1		人口1万人当たり職員数 247.3 人
				10	10		1		(類似団体の人口1万人当たりの職員数 218.99 人)
/\chi	病院	(診り	存 所)	2	2		0		「
公営	水道	(12)	ホ ルー丿	0	0		0		
企会	交通			0	0		0		
業計	下水	沽		0	0		0		
等部		坦 他(国	1 亿.	3	3		0		
一 門	介護		小木	J	J		U		
1 1	力 唆.		計	5	5		0		
	合	計	рI		23		- 1		
	<u>'</u>	訂		24	43		- I		< 参考 >
				[42]	[42]	Г	42	٦	
()(24)		may 口 本/					4 4		人口1万人当たり職員数 315.9 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 - 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (28年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		?	>	>	>	>	>	>	>	>	?		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
154 日 ※/.	0	1	5	9	9	9	3	9	1	9	3	0	23
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 年 度	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	14	16	17	16	17	16	+2 (114%)
教育	3	2	2	2	2	2	-1 (66%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計	17	18	19	18	19	18	+1 (105%)
公営企業等会計計	3	5	5	5	5	5	+2 (166%)
総合計	20	23	24	23	24	23	+3 (115%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 - 2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。